

公取企第34号  
令和5年3月15日

関係事業者団体代表者 殿

公正取引委員会委員長  
(公印省略)

円滑な価格転嫁の実現に向けて（要請）

政府として、中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにし、賃金引上げの環境を整備するため、令和3年12月27日の閣議了解に掲げられた「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」や、令和4年10月28日に閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」を推進してきている中、公正取引委員会は、下請代金支払遅延等防止法（下請法）上の「買いたたき」や、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）上の「優越的地位の濫用」に関する執行強化など、中小事業者等の適正な価格転嫁に向けた取組を進めているところです。

さらに、公正取引委員会として、価格交渉促進月間が始まった令和5年3月1日、適正な価格転嫁の実現に向けた更なる取組方針を取りまとめ、別添のとおり、新たに「令和5年中小事業者等取引公正化推進アクションプラン」（以下「令和5年アクションプラン」といいます。）として公表しました。

貴団体におかれましては、下記の要請事項について会員事業者への周知をお願いいたします。

1 公正取引委員会は、現下のような労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの急激な上昇という経済環境においては、

- ・ 受注者からの要請の有無にかかわらず、発注者から積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設けていくこと
  - ・ 受注者からの取引価格引上げの要請を受け入れない場合であっても、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等の形に残る方法で行うこと
- が発注者に求められている旨を明確化してきたところであり、令和5年アクションプランにおいて改めて記載しました。

貴団体におかれましては、発注者となる会員事業者が積極的に価格転嫁に向けた協議の場を設け、適正な価格転嫁が実現するよう、御協力をお願いいたします。

2 公正取引委員会は、令和5年アクションプランにおいて、今後、令和4年6月1日から令和5年5月31日までを調査対象期間とし、転嫁円滑化に向けた更なる調査を実施することとしました。

貴団体におかれましては、転嫁円滑化に向けた更なる調査の実施について、会員事業者への周知をお願いいたします。

また、団体から周知を受けた関係事業者におかれましては、調査への積極的な御協力をお願いたします。

3 公正取引委員会は、令和5年アクションプランにおいて、今後、関係省庁とも連携し、法違反等が多く認められる業種における取引適正化に向けた取組強化の把握を行うこととしました（フォローアップ予定業種については、後記の「参考」を参照ください。）。

フォローアップの対象となる関係事業者団体におかれましては、取引適正化に向けた必要な取組の強化及び令和5年秋を目途に開始を予定しているフォローアップへの積極的な御協力をお願いたします。